

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成20年2月4日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「市 土地区画整理組合（以下「組合」という。）が組合員に対し賦課金処分を行う3年前から現在までの組合から県への報告等の文書（組合の役員会（理事会）の議事録）県組織の起案決裁文書を含む」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年2月18日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「特定土地区画整理事業に関する報告について（平成15年6月分から平成19年12月分まで）のうち役員会議事録」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1） 開示しないことと決定した部分

- ア 役員、弁護士及び市職員以外の出席者の氏名その他個人が特定される記述
- イ 発言者及び発言内容

（2） 開示しない理由

- ア 条例第7条第2号に該当
 - 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため
- イ 条例第7条第2号及び第3号に該当
 - ・個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため
 - ・法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

であって、公にすることにより、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年3月6日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、発言者及び発言内容（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした決定の取消しを求める異議申立てを行った。

なお、その他の不開示部分は、異議申立ての対象となっていない。

4 諮問

平成20年3月19日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨及び理由

開示しない部分のうち発言内容のすべて

土地区画整理組合は公的法人であり株式会社等と違い、「競争上の地位その他正当な利益を害する」の解釈を狭く判断されるべきである。発言内容のすべてが正当な利益を害するという解釈にはならない。地方自治体によっては住宅供給公社などの法人は3号の法人から除外しているところもあり、土地区画整理組合のような公的法人の正当な利益を害するの判断は重ねて述べるがきわめて狭い範囲に限定すべきである。また発言者の氏名についても公の理事という立場での発言であり、公の立場として第2号には該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

県は土地区画整理法に基づき土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立の認可及び土地区画整理組合等の施行者に対し同事業の促進を図るため必要な助言や勧告等を行っている。

本件行政文書の作成者である組合は、昭和59年3月1日、奈良県知事の認可を得

て設立され、市 中外各一部を施行地区（全体面積約 79ヘクタール）として、土地区画整理事業を施行し、数回の事業計画変更を経て、平成 19年3月29日には 10回目の事業計画変更の認可を受けている。

本件行政文書である「役員会議事録」は、平成 15年6月18日に組合事業の進捗状況を確認するため土地区画整理法第 123条に基づき組合に対し報告を求めた文書のうちの一つである。この報告は現在も継続しており、第 240回役員会（平成 15年6月6日開催）から第 280回役員会（平成 19年7月23日）の「役員会議事録」が対象となる。

「役員会議事録」は、組合の役員が定期的集まり組合運営などについて協議する役員会の議事内容を組合がまとめた記録である。組合の役員会は、法に定められた会議ではなく、総代会に付議する議案や組合運営などについて自由に議論する場である。この役員会議事録は、組合の総代会に諮るべき事項の役員間における事前調整及び組合運営などについて協議した内容を記録したものであり、その記録は反訳によりほぼ忠実に再現されている。

本件行政文書において不開示とした部分は、次のとおりである。

役員、弁護士及び市職員以外の出席者の氏名その他個人が特定される記述
発言者及び発言内容

2 不開示の理由

条例第 7 条第 2 号の該当性について

発言者及び発言内容には、役員、弁護士及び市職員以外の氏名のほか、役員の健康状態、権利者及び役員等の協力金等の納付状況、組合と権利者の訴訟及び不服申し立ての状況等保護する必要性の高い個人情報が含まれていることから、これらの発言を推認できる可能性のある前後の発言も含めて第 2 号の不開示情報に該当すると考える。

条例第 7 条第 3 号の該当性について

発言内容には、総代会に付議する議案についての事前調整に関するものや組合運営に関するものとしてア、協力金の納付状況の報告及び未納者への対策、イ、特定調停において組合として主張すべき内容、ウ、特定調停における当事者の主張及び評議の内容、エ、賦課金負担を巡る諸問題、オ、組合の存続及び解散等について自由に討議された内容が記録されている。

通常これらの情報を公表することは予定されておらず、組合が内部的に管理すべき情報であり、仮にこれらを開示した場合、組合運営に関する自由な討議が阻害され、また、意思形成過程の自由な討議という前提で発せられた役員個人の主観や憶測による未成熟な発言が利害関係者の考え方や行動に影響をあたえ、ひいては、組合の事業運営に影響を及ぼす可能性が推定できる。そうすると組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから第 3 号の不開示情報に該当すると考える。

このように「役員会議事録」の「発言者及び発言内容」についてはすべて不開示情報に該当すると考えるが、組合運営に関する主な記録内容である前述のア～オについてみても以下のとおり第 3 号に該当すると考える。

アについては、組合の資金不足に伴い組合運営費を確保するため平成 2 年の仮換地

指定時の権利者に対しお願いした協力金の納付状況や未納者への対応についての発言内容である。当時、組合の資金不足に対する責任や対応についての意見対立はマスコミで取り上げられたことは公然たる事実であり、現在は組合員から賦課金を徴収することで組合運営を進めてきているが、賦課金徴収に満足しない権利者等が相当数存在するという公然たる事実がある中で、協力金に関するこれらの発言内容が組合運営に大きく関係することは明らかである。従って、アに関する部分も開示された場合、組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

また、法人である権利者の協力金納付の状況についての発言も見受けられ、これらを公開するとその法人に対するイメージに悪影響を与える可能性が推定できる。そうすると、その法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

イ及びウについては、特定調停に関する発言内容である。特定調停の評議の内容は、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律により秘密とされていることから、不開示とすべきである。また、特定調停において組合として主張すべき内容及び当事者の主張についても、これらを開示した場合、特に特定調停の結果に誰が影響を及ぼした等、誤解に基づく憶測等により、組合のみならず、金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

また、債権者としての金融機関の主張にも差異があることが認められ、これらの内容が明らかになれば、金融機関の交渉におけるノウハウ等が明らかになり、金融機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。また、債権回収に対する金融機関の主張の差異が、預金者等からのその金融機関に対するイメージに影響を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

エ及びオについても、アと同様に、組合の資金不足に対する責任や対応についての意見対立はマスコミで取り上げられ、賦課金徴収に満足しない権利者等が相当数存在するという公然たる事実がある中で、賦課金額の決定過程や未納者対策等賦課金負担を巡る諸問題に関する発言が組合運営に大きく関係することは明らかであると考ええる。従って、エ及びオに関する部分も開示された場合、組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考ええる。

「役員会議事録」に関する情報は、公表することは予定されておらず、組合が内部的に管理すべき情報であり、不開示情報に該当する。

さらに「役員会議事録」の「発言者及び発言内容」についてみても、第2号及び第3号に該当する不開示情報が相当な部分を占めており、個々の部分を特定し開示、不開示箇所を分け抽出することは不可能であり、これらをまとめて不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、土地区画整理法第123条に基づき県が組合に対し報告の提出を求めた書類の一部であり、平成15年6月から平成19年12月までの期間における43回に及ぶ組合の役員会の議事が記録されたものである。

3 条例第7条第3号該当性について

(1) 条例第7条第3号本文について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、本件不開示情報については、条例第7条第3号本文に該当するとしているので、以下検討する。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報は、総代会に諮るべき事項の役員間の事前調整及び組合運営などについて協議した内容であり、通常、これらの情報を公表することは予定されておらず、内部的に管理すべき情報であると認められる。また、本件不開示情報を開示すると、組合運営に関する自由な討議が阻害され、また、意思形成過程の自由な討議という前提で発せられた役員個人の主観や憶測による未成熟な発言が利害関係者の考え方や行動に影響をあたえ、ひいては組合の事業運営に影響を及ぼし、組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

さらに、本件不開示情報については、特定調停における当事者の主張及び評議の内容や賦課金負担を巡る諸問題などが詳細に記録されており、また、前後の記述内容が相互に関連しているため、これを細分化して、その開示または不開示を判断するのは適当ではなく、本件不開示情報は、その全体が一体として条例第7条第3号に該当すると解するのが相当である。

(2) 条例第7条第3号ただし書について

本件不開示情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要のある情報とは認められないので、本号ただし書に該当しない。

(3) まとめ

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第3号に該当する情報と判断する。

なお、異議申立人は、土地区画整理組合が公的法人であり株式会社等と違い、「競争上の地位その他正当な利益を害する」の解釈を狭く判断すべきである旨の主張を行っている。

しかし、土地区画整理組合は、補助金等を受けて幹線街路その他の重要な公共施設を新設する等公共性の高い事業を実施している団体ではあるが、事業費の大部分は保留地である宅地の売却金によって賄っている。このような宅地の販売は、民間宅地開発業者も同様に行っているところであり、組合は民間宅地開発業者と競合関係にあるから、条例第7条第3号の該当性の判断に差異をつけるのは適当と認められない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、その余の不開示規定該当性を判断するまでもなく、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成20年 3月19日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成20年 4月14日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成20年 6月 4日 (第127回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成20年 7月 2日 (第128回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成20年 8月 6日 (第129回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 8月15日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学名誉教授	会 長
いしぐろよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理